

岡山県多言語翻訳サポートセンター運営業務委託仕様書

岡山県が、岡山県多言語翻訳サポートセンター運営業務を委託するに当たり、次のとおり仕様書を定める。

1 委託事業名

岡山県多言語翻訳サポートセンター運営業務

2 目的

岡山県を訪問する外国人観光客と県内事業者のコミュニケーション支援を行い、外国人観光客の受入環境の向上を図る。

3 業務概要

(1) 内容

受託者は、岡山県多言語翻訳サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を令和8年4月1日に開設し、利用者に、簡易な文章（詳細は（4）④に記載。）についての翻訳サービスを提供すること。

(2) 利用者

岡山県内の宿泊事業者、観光事業者、飲食事業者、小売事業者、観光関係団体等のインバウンド誘客に取り組む者を対象とし、利用に当たっては予め登録を行うものとする。

(3) 通信料金

利用者からサポートセンターへの通信料は利用者の負担とする。

(4) 翻訳サービス内容

①言語

英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、タイ語、フランス語、ドイツ語、ベトナム語

②対応時間等

1週間以内

③想定利用件数

40件／月程度

④想定翻訳内容

メニュー、商品説明、施設説明など簡易な文章を対象とし、文字数等は受託者が提案すること。

(5) その他

①サポートセンターの周知及び利用者の募集・登録は受託者が行うものとし、その方法等を提案すること。また、令和8年3月31日現在のサポートセンター利用登録者全てを、利用登録者として引き継ぐこと。なお、利用者が令和8年4月1日午前0時から十分な翻訳サービスが受けられるよう、次の②に掲げる資料により利用案内を行うこと。

②利用者向けに、利用の手引き等を作成し、配布すること。

- ③利用者の業種ごとに、多言語による標準的な指さし会話シートを作成し、配布するものとし、内容は受託者が提案すること。
- ④提供した翻訳サービスについて、日時、相手方、言語、内容等を記載した月次報告書を作成し、当該月の翌月 10 日までに提出すること。

4 業務に係る留意点

- (1) 業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施に当たっては県の指示に従うこと。

5 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6 委託限度額

2,860,110 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

7 その他

- (1) 本仕様書に記載の要件を満たした上で、サポートセンターの認知度向上や利用者の拡大に資する取組など、事業目的を達成するために更に効果的な企画等がある場合は、独自提案として提案書に盛り込むこと。
- (2) 本事業により得られた成果（画像等を含む本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)) は全て県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (4) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 本事業の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (6) 本事業により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (7) 県は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (8) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め県に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (9) 事業の実施に当たっては、役割分担及び責任体制等を明確にすることともに、県と事業受託者は相互に連絡を密にすること。
- (10) その他、事業実施過程において契約内容に疑義が生じた場合は、県と受託者との間で誠意を持って協議し、決定する。